

第1章 相続税の 計算	<b>相続税が「かかる人」と「かからない人」がいるって本当？</b>
A.はい、本当です。 相続財産の合計が「基礎控除(3,600万円～)」の範囲内であれば、相続税は一切かかりません。	

### 基本を知る

相続税における基礎控除とは、「この金額までは相続税がかからない」という非課税枠のことです。基礎控除額は以下の計算式で求められます。

基礎控除額の計算式

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

※法定相続人:法律で決められた「遺産を相続できる人」のこと。  
一般的には配偶者や子供が該当します。詳細は次項で解説しています。

#### 基礎控除額早見表

法定相続人の数	基礎控除額
1人	3,600万円
2人	4,200万円
3人	4,800万円
4人	5,400万円
5人	6,000万円

■ 課税対象となるのは超過部分だけ

相続税がかかるのは、総相続財産が基礎控除額を超えた部分のみです。  
基礎控除の範囲に収まる場合は、相続税ゼロ・申告不要です。

### よくある誤解

×相続したら必ず相続税がかかる  
➡約9割の方は基礎控除の範囲内でおさまり、相続税はかかりません。

### 実例で学ぶ

「父親が亡くなり、母と子ども2人のご家族3人が財産を相続する」というケースを見てみましょう。この時の基礎控除額と申告・納税の要否を確認しましょう。



基礎控除額

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 3\text{人}) = 4,800\text{万円}$$

◆ ケース1:総相続財産 5,000万円の場合

➡ 総相続財産5,000万円 > 基礎控除4,800万円 より  
基礎控除を超えるため、相続税の申告と納付が必要  
超過分200万円にだけ相続税がかかる。

◆ ケース2:総相続財産 4,000万円

➡ 総相続財産4,000万円 ≤ 基礎控除4,800万円 より  
基礎控除内のため、相続税の申告と納付が不要

税理士からひとこと!

基礎控除は、相続税がかかるかどうかを判断するための最初の基準となります。詳細や例外は、本書を読み進めながら順を追って整理していきましょう。